

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

告 示

○土地改良法による道営換地計画の決定.....	(農地調整課)	1
○土地改良法による国営換地計画の決定.....	(農地調整課)	1
○知事権限に係る保安林の指定(2件).....	(治山課)	1
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....	(治山課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....	(治山課)	3
○道路の供用の開始.....	(道路整備課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	(砂防災課)	3

支 庁 告 示

○建築基準法による一定の複数建築物の認定の取消し.....	4
-------------------------------	---

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	4
○特定調達契約に係る入札の公告.....	4

道立紋別病院告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	5
----------------------	---

告 示

北海道告示第70号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、栗沢町栗東地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成17年2月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第71号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、北竜町美葉牛地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成17年2月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第72号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成17年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 枝幸郡中頓別町字旭台24の1(次の図に示す部分に限る。)、301の1、405の2、字弥生114、140
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び中頓別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第73号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成17年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 枝幸郡中頓別町字旭台24の1(次の図に示す部分に限る。)、301の1、405の2
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び中頓別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第74号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 河東郡士幌町字上音更西5線180の5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第75号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 久遠郡大成町字富磯182地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、344の1（次の図に示す部分に限る。）、181の3、344の3

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置

いて縦覧に供する。）

北海道告示第76号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紋別市沼の上453の1・弘道182の2・182の4・268（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 標津郡標津町字薫別261の1、261の3から261の26まで、261の33、261の47、263の1、264、265、266の1、266の2

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 標津郡標津町字茶志骨520の1

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字茶志骨520の1（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 標津郡標津町字茶志骨520の1
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課並びに紋別市役所及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第77号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成17年2月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 檜山郡厚沢部町字上里1016の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上里1016の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 野付郡別海町尾岱沼5の2から5の4まで、5の70、5の77

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年2月1日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 美唄達布岩見沢線	岩見沢市西川町416番1地先から 岩見沢市西川町452番地先まで	平成17. 2. 1

北海道告示第79号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年2月1日

北海道知事 高橋 はるみ

夕張社光急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次に結んだ線及び標柱1号と標柱14号とを結んだ線によって囲まれた区域

市	字	地番	標柱
夕張市	社光	6番1	1

夕張市	社光	6番3	2、14
同	同	7番1	3、4、5
同	本町1丁目	62番1	6、7、8、9
同	同	58番2	10
同	同	54番	11、12、13

支 庁 告 示	
北海道日高支庁告示第2号	
建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、次のとおり一定の複数建築物の認定を取消した。	
平成17年2月1日	北海道日高支庁長 脇 田 宏 行
1 認定取消番号	日建指第1585号
2 認定取消年月日	平成17年1月25日
3 対象区域	浦河郡浦河町潮見町42番地
4 申請者の住所及び氏名	札幌市中央区北2条西18丁目 札幌管区気象台長 松尾 敬世

札 幌 医 科 大 学 告 示	
札幌医科大学告示第12号	
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。	
平成17年2月1日	札幌医科大学長 今 井 浩 三
1 資格及び調達をする特定役務の種類	平成17年度において札幌医科大学が契約しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。
(1) 契 約	平成17年2月1日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学附属病院寝具類賃貸借契約
(2) 資 格	札幌医科大学附属病院寝具類賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類	札幌医科大学附属病院寝具類賃貸借契約
2 資 格 要 件	平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか次による。
(1) 資本金の額が1,000万円以上であること。	
(2) 平成17年2月1日現在において、引き続き2年以上寝具類賃貸借業務を営んでいること。	
(3) 財団法人医療関連サービス振興会が定める医療関連サービスのうち寝具類洗濯業務の認定を受けている者であること、又は同等の能力を有していると認められる者であること。	
(4) 過去2年間ににおいて、病床数300床以上の病院と、寝具類賃貸借業務に関する契約を締結し、その実績が1年以上あり、かつ誠実に履行した者であること。	
3 資格要件の特例	平成16年北海道告示第477号の2による。
4 資格審査の申請の時期及び方法	
(1) 申 請 の 時 期	資格審査の申請は、平成17年2月21日（月）から3月4日（金）までの間にしなければならない。
(2) 申 請 の 方 法	資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
	また、賃貸借予定の物品と仕様書を見本として提出すること（後日物品は返却する。）。
ア 提出先の名称	札幌医科大学事務局業務課
イ 提出先の所在地	札幌市中央区南1条西16丁目
5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失	平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、イ、ウ、(2)、4の(1)、(3)及び5の(1)による。

札幌医科大学告示第13号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。	
平成17年2月1日	札幌医科大学長 今 井 浩 三
1 入札に付する事項	
(1) 調達する特定役務の名称及び数量	札幌医科大学附属病院寝具類賃貸借契約

ア 患者用寝具 1日1組当たりの単価 調達予定数量 282,000組 イ 病衣 同 185,000組 ウ 肌着（下着） 1枚当たりの単価 同 6,600枚 エ 肌着（中着） 同 6,600枚 オ 肌着（長着） 同 6,600枚 カ 洋オムツ 同 1,000枚 キ 保育器用シーツ 同 3,800枚 ク 宿直用寝具 1日1組当たりの単価 同 18,800組 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成17年4月1日から平成18年4月14日まで (4) 納入場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院 2 入札に参加する者に必要な資格 平成17年札幌医科大学告示第12号に規定する、札幌医科大学附属病院寝具類賃貸借契約に関する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院3階臨床第1会議室(A)（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8543 札幌医科大学事務局業務課） (2) 入札日時 平成17年3月17日 午後2時（郵送による場合は、平成17年3月16日までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 平成16年度北海道告示第448号の1の(1)による。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 3に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年度北海道告示第448号の2の(1)のオ及び3の(1)による。 8 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)、(12)、及び(13)によるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	(1) 名 称 札幌医科大学事務局業務課 (2) 所 在 地 郵便番号 060 - 8543 札幌市中央区南1条西16丁目 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 3112 10 Summary A . Nature and quantity of the services to be procured : Rental contract of Bedding for Sapporo Medical University Hospital a Bedding for patients Unit price per day 282,000 sets b Pajama for patients Unit price per day 185,000 sets c Underwear (wearing the bottom) Price apice 6,600 sheets d Underwear (wearing inside) Price apice 6,600 sheets e Underwear (long clothes) Price apice 6,600 sheets f Diaper (L size) Price apice 1,000 sheets g Incubator for sheet Price apice 3,800 sheets h Bedding for night duty Unit price per day 18,800 sets B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., March 17, 2005 (If mailed, bids must arrive no latter than March 16.) C . Contact : Divisin of Distribution Administrative, Administration, Sapporo Medical University. Minami 1-jo Nisi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8543 Japan. Phone : 011-611-2111 Extension 3112
	道 立 紋 別 病 院 告 示
	北海道立紋別病院告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成17年2月1日 北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 北海道立紋別病院（一般病棟を除く）清掃業務一式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書、業務仕様書及び作業要領による。 (3) 契約期間 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで (4) 履行場所 北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院（一般

病棟を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成16年北海道告示第5号又は平成17年北海道告示第9号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 平成15年2月1日以降、資格審査を申請する日までに道から一般競争入札において庁舎等清掃業務の受注実績がある場合、業務改善命令を受けていないこと。
- (4) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者であること。
- (5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は24月分）の決算において1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行している者であること。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たすものであること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(1)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成17年2月1日から21日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 094 - 8709 北海道紋別市緑町5丁目6番8号
北海道立紋別病院庶務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院庶務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院別棟1階会議室（送付による場合は、郵便番号 094 - 8709 北海道立紋別病院庶務課）
- (2) 入 札 日 時 平成17年3月14日 午前10時30分（送付による場合は、平成17年3月11日（金）までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 日 時 平成17年2月1日から20日まで
- (2) 交 付 場 所 北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院庶務課
- (3) 交 付 方 法 (2)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書の作成の要否

落札者の決定方法は、次によることとし、契約書の作成は要する。

- (1) 落 札 者 の 決 定 方 法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

- (2) 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(9)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道立紋別病院庶務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 094 - 8709 北海道紋別市緑町5丁目6番8号
電話番号 01582 - 4 - 3111 内線 304

10 Summary

- A . Nature and quantity of the services to be procured :
Cleaning of rooms in the Hokkaido Mombetsu hospital (Except the general ward)
- B . Bid tendering date and time :
10 : 30 A. M., March 14, 2005
- C . Contact : Hokkaido Mombetsu hospital Administrative affairs division 5-6-8, Midori-cho, Mombetsu-shi, Hokkaido, 094-8709 Japan
Phone : 01582-4-3111 Extension 304